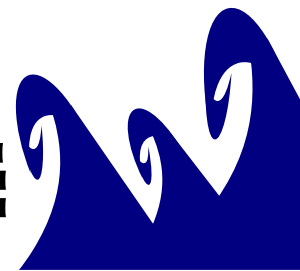

大規模災害時



公金安定供給

アクションプラン



The action plan for the stable supply of public money for large-scale disasters

平成 25 年 11 月

徳島県

目次

I 現状と想定

1 公金供給業務と財務会計システム	1
(1) 公金供給業務	1
(2) 財務会計システム	2
2 被害想定	3
(1) 出納局関係	3
(2) 指定金融機関及び指定代理金融機関	7
3 公金供給機能停止による影響とアクションプランの必要性	7
4 継続すべき支払業務の優先順位と被災債権者への支払	8
(1) 継続すべき支払業務の優先順位	8
(2) 被災した債権者への支払対応	8

II 課題と対策

1 財務会計システムの強化	9
(1) バックアップセンター	9
(2) 災害時テレワーク	11
(3) 実証実験	12
2 出納局会計課と指定金融機関及び指定代理金融機関の連携	15
(1) データの受け渡し	15
(2) 指定金融機関及び指定代理金融機関の支払機能確保	16
(3) 共同訓練	17
3 各部局（支払原課）におけるバックアップデータの保全	17
4 県庁本庁舎内代替ワークスペースの確保	19
(1) 出納局会計課及び南部総合県民局出納室	19
(2) 指定金融機関及び指定代理金融機関	19
5 公金供給に係る要員の確保	19
(1) 出納局会計課及び各出納室	19
(2) 支払原課	20
(3) 指定金融機関及び指定代理金融機関	20
6 緊急措置手順の整備，マニュアル化	20
結び	22
参考資料	
(1) 大規模災害時公金安定供給検討委員会設置要綱	23
(2) 検討経過	24
(3) 財務会計システム以外の支払データに関する調査報告書	25

I 現状と想定

1 公金供給業務と財務会計システム

(1) 公金供給業務

出納局が所管する普通会計（一般会計及び特別会計）の支払処理額約7千億円のうち、市町村や民間企業、個人に対する支払は年間約5千億円（平成24年度）にのぼる。

この支払の中には、工事代金、生活保護費、中小企業や学生等への貸付金など、企業や県民にとって直接の影響が大きいものを多く含んでいる。

支払処理は、工事代金や補助金の支払が多い年度末に集中し、ピーク時の3月には約3万件、約9百億円の支払がある（図1）。

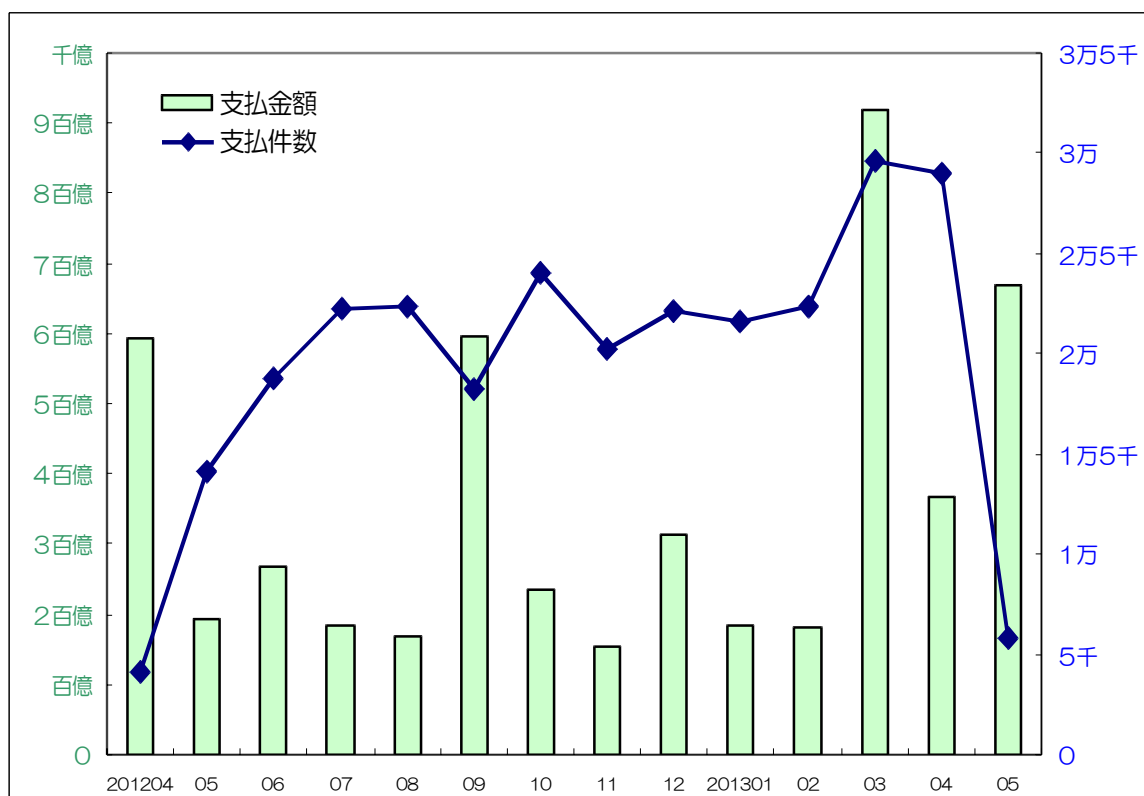


図1 月別の支払件数と支払額（H24年度）



(2) 財務会計システム

公金の支払処理には、財務会計システムが使われ、県の各部局（支払原課）及び出納局会計課が支払に必要な事務処理を行い、指定金融機関（※1）及び指定代理金融機関（※2）と連携を取ることで、市町村や民間企業等に支払が行われる。

このシステムが大規模災害でダウンすると、県からの支払が停止してしまう恐れがあり、県全体として著しい被害が想定される。

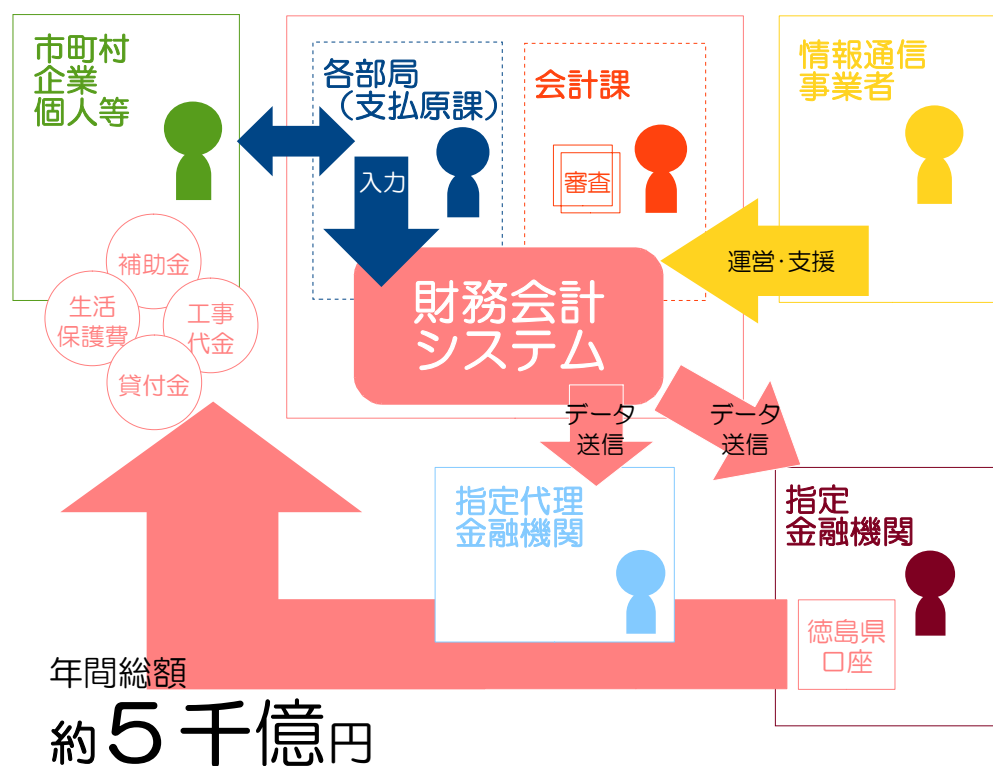


図2 財務会計システムと関連組織

(※1) 「指定金融機関」

公金の収納及び支払の事務を行うために地方公共団体が指定する金融機関のこと。地方自治法等の規定により、都道府県は必ず一つの金融機関を「指定金融機関」として指定しなければならないとされており、徳島県では、県議会の議決を経た上で、株式会社阿波銀行を指定している。

(※2) 「指定代理金融機関」

収納及び支払事務の一部を行う金融機関のこと。徳島県では、指定代理金融機関に株式会社徳島銀行を指定している。

2 被害想定

南海トラフ巨大地震が発生した場合の徳島県の被害は、死者数31,300人、全壊建物数116,400棟と、甚大なものになることが予測されている。^(※3)

財務会計システムや金融機関のシステムの運営に必要な電力と通信の被害想定では、災害1日後には停電率・不通回線率がともに82%、1週間後には停電率が14%、不通回線率が18%となっている(表1)。

表1 徳島県内のインフラの被害想定^(※4)

停電軒数(最大時)

電灯軒数 (千軒)	直後		1日後		1週間後	
	停電率 (%)	停電軒数 (千軒)	停電率 (%)	停電軒数 (千軒)	停電率 (%)	停電軒数 (千軒)
420	90	370	82	340	14	60

固定電話(最大時)

回線数 (千回線)	直後		1日後		1週間後	
	不通回線率 (%)	不通回線数 (千回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (千回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (千回線)
190	89	170	82	160	18	35

(1) 出納局関係

○県庁本庁舎

県庁本庁舎における、震度予測は震度7、浸水想定は0.3~1.0m、沿岸部における最大津波高は5mと想定されている。

出納局会計課並びに指定金融機関及び指定代理金融機関の県庁支店は県庁本庁舎1階にあるため、津波による浸水により最大1mの浸水が予想されている(図3)。

(※3) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)の公表について(平成25年7月31日発表)
<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/>

(※4) 内閣府「防災情報のページ」報道発表資料一式(平成25年3月18日発表)
 資料2-3:南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)
 ~施設等の被害【定量的な被害量(都道府県別の被害)】~
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/pdf/20130318_shiryo2_3.pdf P.24,33



I 現状と想定

財務会計システムは、県庁本庁舎5階のサーバ室にサーバ群を設置しているため、浸水の直接の影響は受けない。システム及びデータのバックアップも同サーバで行っている。

また、県庁本庁舎は平成25年度中に防水扉・防潮パネルの設置、自家発電や配電設備の上層階への移設、サーバ室の免震化、さらには屋上へのソーラー発電施設の整備など、庁舎の防災対策が進められており、地震・津波への備えは強化されつつある。

しかし、長期にわたる停電や県庁本庁舎への交通網の長期途絶をはじめ、現時点での想定を超えた事象も勘案して対策を検討する必要がある。



写真1 電源設備の屋上への移設



写真2 防潮パネルの設置（正面玄関）

I 現状と想定

○南部地域

県南部の津波被害想定は極めて厳しく、南部総合県民局の美波庁舎は最大3m、出納室がある同局阿南庁舎は最大1mの浸水域内にあるため、県南における出納機能は完全停止もしくは著しく低下する可能性が高い。

表2 沿岸部各庁舎の津波浸水想定（※5）

各庁舎 項目	本庁舎	東部			南部総合県民局	
		徳島 合同庁舎	県土整備局徳 島庁舎	鳴門 合同庁舎	阿南庁舎	美波庁舎
浸水深 (m)	0.3-1.0	1.0-3.0	1.0-2.0	0.3-3.0	0.3-1.0	2.0-3.0
津波影響 開始時間 (min)		25 (-20cm)		19 (-20cm)	23 (-20cm)	10 (-20cm)
最大波 到達時間 (min)		53 (第1波)		64 (第1波)	139 (第3波)	28 (第2波)
最大 津波水位 (m)		5.0 (第1波)		6.0 (第1波)	5.1 (第3波)	9.8 (第2波)
津波到達時間 及び 津波水位の 参照場所		徳島市マリニピア東端		鳴門市 里浦海岸	阿南市中島 港港口	美波町日和佐 港入口



鳴門市里浦海岸
 徳島市マリニピア東端
 阿南市中島港港口
 美波町日和佐港入口

東日本大震災における公金供給機能

東日本大震災においては、被災県の県庁本庁舎は浸水等の被害を免れており、財務会計システムも機能したことから、県の公金供給機能が停止するといった状況には至らなかった。

南海トラフの巨大地震においては、東日本大震災を上回る被害が想定されており、本県の県庁本庁舎をはじめ県南部、県東部の庁舎が津波浸水被害を受け、財務会計システムが稼働しない事態を想定した対応策の検討が必要である。

(※5)

・安心とくしま「徳島県津波浸水想定公表について」

参考資料：津波影響開始時間及び最大波到達時間

<<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012121000010/files/toutatujikan.pdf>>

・徳島県津波浸水の公表について（2012.10.31 公開）から抜粋

<<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012121000010/>>

(2) 指定金融機関及び指定代理金融機関

○支払店舗

両金融機関の172店舗のうち県内店舗は139店舗あり、両県庁支店を含む72店舗（平成25年11月現在）が津波による浸水を想定している。

両県庁支店は、支払データの受け渡しをはじめ、出納局との連携の窓口であるため、浸水等による機能の停止や低下は、支払業務に重大な影響を与えることになることから、対応について検討が必要である。

○システム

両金融機関のシステムに関しては、県外においてデータの重層的なバックアップ機能が整備されている。

また、金融機関相互間の内国為替取引については、全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）により運用されている「全銀システム」により行われており、同システムについても災害対応力の強化が進んでいる。

3 公金供給機能停止による影響とアクションプランの必要性

平成24年度に出納局が支払った公金約5千億円（県内部の資金移動除く）のうち、民間企業や市町村、個人などに対するものは、工事請負・委託約470億円、補助金交付金約860億円、貸付金540億円、生活保護費約45億円などとなっている。

これらの公金の供給が停止した場合、生活保護費など扶助費の支給停止による受給者等の生活をはじめ、企業の資金繰りや、救援、復旧復興などの県や市町村の活動に重大な支障が出ることになる。

こういった経済的二次被害の発生を防ぐためにも、債権者（県民等）からの支払請求、支払原課及び財務会計システムでの処理、金融機関への送信から債権者への支払に至るまでを網羅した公金の安定供給機能を確保するためのアクションプランの策定が急務である。



4 継続すべき支払業務の優先順位と被災債権者への支払

(1) 継続すべき支払業務の優先順位

徳島県版BCP^(※6)においては、「支払に関すること」は「継続の必要性の高い通常業務」として、業務開始目標を「発災後3日目以内」としている。

当アクションプランでは、この目標をクリアし、なおかつ可能な限り広い支払対象に対応することを目指す。電力や要員不足により処理量が制限される場合には、次の支払業務を優先する。(表3)

表3 支払業務の優先順位

優先順位	歳出科目	財務会計システムがダウンした場合
1	需用費, 原材料費, 備品購入費 ※災害の救援対策に必要なものに限る	手書き処理対応
2	扶助費, 貸付金 ※県民等の生活に重大な影響を及ぼすものに限る	手書き処理対応
3	委託料, 工事請負費, 負担金補助及び交付金 ※支払の緊急性を認めたものに限る	手書き処理対応
	その他 (例) 報償費, 旅費, 需用費, 原材料費, 備品購入費, 役務費, 委託料 等	

ただし、処理件数に応じて柔軟に対応するものとする。

(2) 被災した債権者への支払対応

大規模災害時においては、債権者(県民等)が被災して支払の請求に必要な書類や印鑑等を全て逸失することが想定される。

このため、支払の優先順位が高い資金であって、特に緊急性の高いものについては、支払原課や財務会計システムの債権者データから支払根拠を確認し、支払を行うなど、特例的な手順の整備にも努めることとする。

(※6) 「徳島県版BCP」

H20年3月に策定した「徳島県業務継続計画」のこと。三連動地震の津波想定公表を受け、H25年度中に改訂予定。

II 課題と対策

1 財務会計システムの災害対応力の強化

(1) バックアップセンター

県庁本庁舎の財務会計システムが使えなくなることを想定して、西部総合県民局美馬庁舎に財務会計システムのバックアップセンターを設置することとし、平成26年度からの運用のための実証実験を行う。

なお、美馬庁舎は、津波被害がないことから徳島県版BCPにおいて県庁の代替拠点として位置付けられており、平成25年度にはソーラー発電等の災害対策強化のための施設が整備される予定である。

○バックアップセンターの特徴

- ・低コスト&省電力のサーバを採用する

災害時にも複製が容易となる汎用性の高いサーバ^(※7)であることと、電力不足に陥らないように配慮する。

バックアップシステムの稼働のための必要な電源は、既存の自家発電設備及び新設のソーラー発電設備により供給される電力の中で必要な量を確保する。

- ・常時複製を行う

現在のシステム及びデータのバックアップは、週次又は月次で県庁内で実施している。バックアップセンターの本格運用の際には、災害時のタイムラグを最小限にするため常時複製を行う。

- ・多様な通信インフラからのアクセスを可能とする

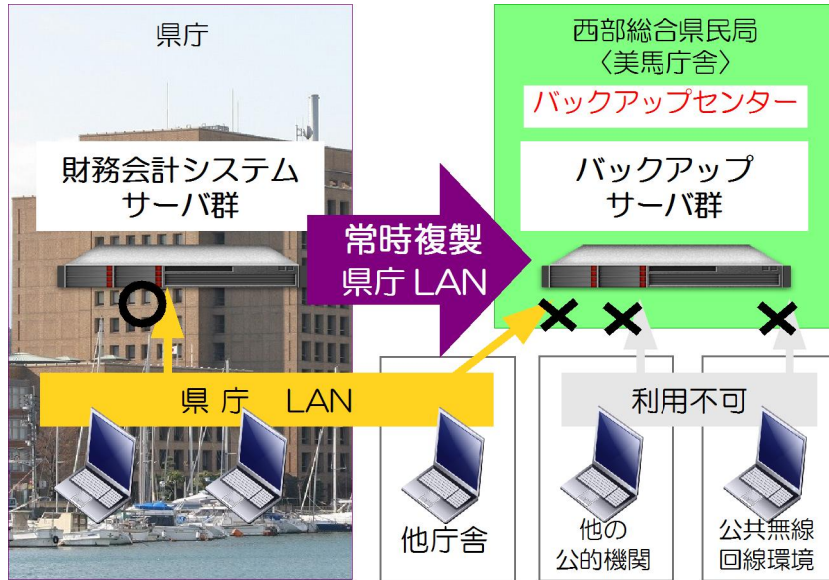
県庁LAN^(※8)のみからの接続だけではなく、一般のインターネット接続や携帯電話網などからの接続を可能とする。

(※7)「サーバ、サーバ群」
パソコン端末に業務機能を提供するコンピューターのこと。通常、データベースや業務アプリケーション等の機能ごとに構成されることが多い。

(※8)「県庁LAN」
県機関で使用する光ファイバー網を利用した専用ネットワークのこと。



【平常時】



【災害時】

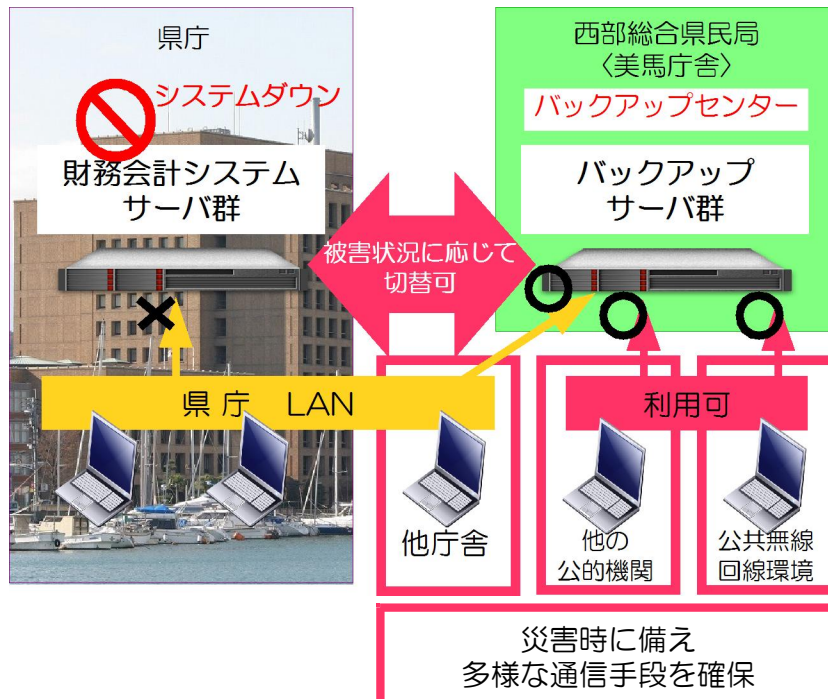


図4 バックアップセンターのイメージ

(2) 災害時テレワーク

南海トラフ巨大地震の発生時には、出勤困難者が多くなることが予想され、業務要員が不足する事態が想定される。

このため、インターネットに接続できさえすれば業務を継続でき、東日本大震災以降、民間企業で導入が進みつつある「テレワーク」の実証実験を行い、必要なシステム、経費、セキュリティやサービス規律の確保などの諸課題を検証する。

実証実験は平成25年度から26年度にかけて実施する。



図5 災害時テレワークのイメージ

(※9) 「インターネットVPN」
 インターネットを経由して構築される仮想的なプライベートネットワークのこと。
 これを利用することによって、機密を保持したまま遠隔地のネットワーク同士を接続しているのと同じように運用できる。



(3) 実証実験

財務会計システムの災害対応力の強化を迅速に進めるため、当アクションプランの検討と並行して2つの実証実験を行った。

○バックアップセンターの構築

《目的》

- ・バックアップセンターが正常に稼働するか
- ・バックアップソフト（SiteRecoveryManager）を用いての同期作業が正常に機能するか

《内容》

県庁サーバ室	バックアップセンター (美馬庁舎)
	<p>10/3 バックアップ用のサーバを設置</p> 
<p>10/4～ バックアップソフトのインストール</p>	
<ul style="list-style-type: none">・サーバの設定変更の作業開始 →同期を取るために、本番用とバックアップ用の相互の認証確認が必要となるため	
<p>10/30 設定完了 県庁の財務会計システムと美馬庁舎のバックアップセンターの同期開始</p>	

《成果》

- ・バックアップセンターの稼働を確認した。
- ・バックアップソフトを用いての同期作業が完了した。

《課題》

- ・非常時の電源確保（美馬庁舎内での電源配分の調整）
- ・バックアップの高速化と自動切替メニューの拡充

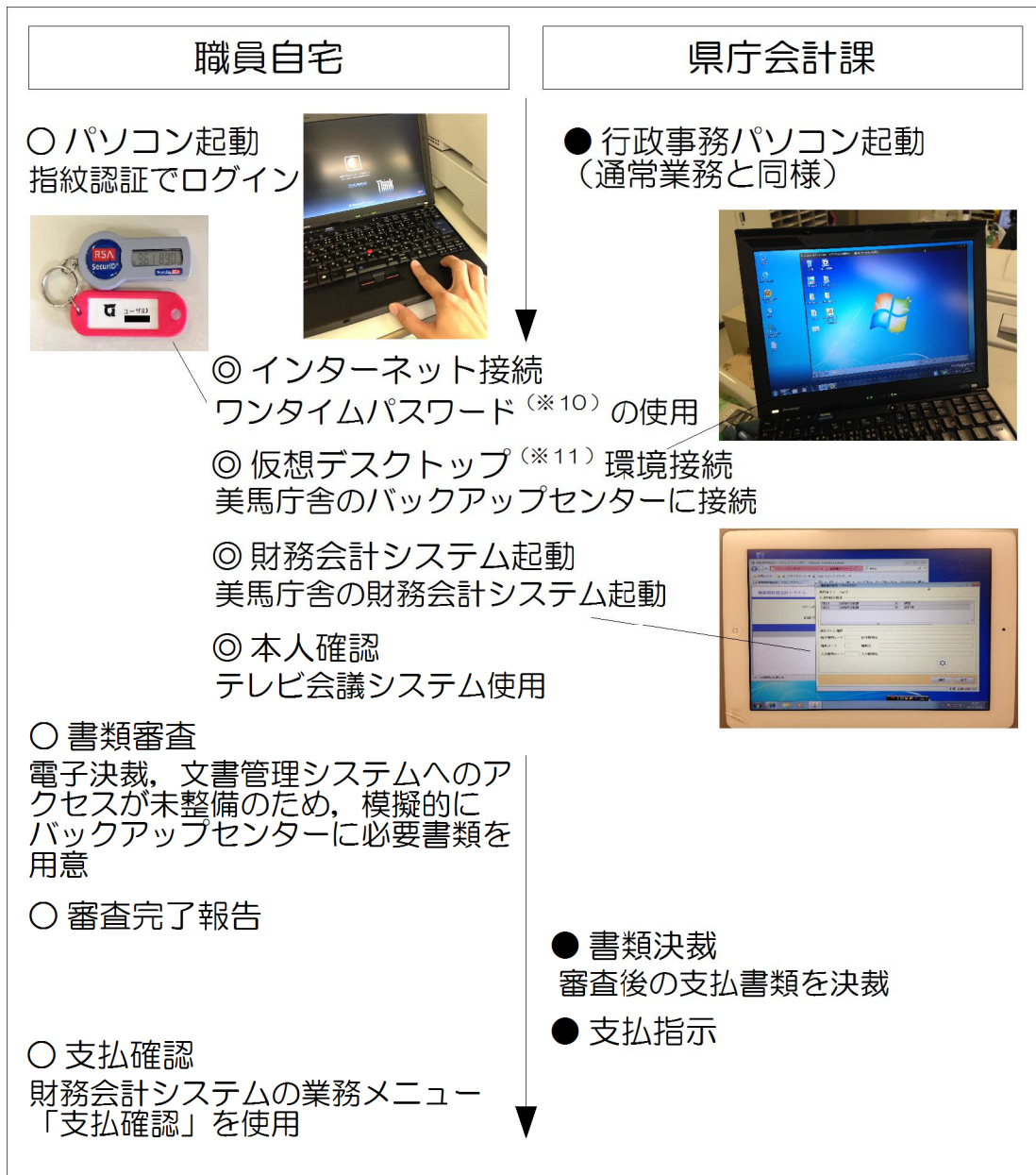
○災害時テレワーク

《目的》

- ・ 職員自宅からバックアップセンターへの接続が正常に行えるか
- ・ 重層的なセキュリティー対策技術を使つての業務が行えるか

《内容》

○ 職員自宅での業務 ● 県庁会計課での業務 ◎ 自宅と県庁での業務



(※10) 「ワンタイムパスワード」
一定時間及び接続ごとに認証に必要なパスワードが変わる仕掛け

(※11) 「仮想デスクトップ」
端末パソコンにおいて、サーバ上の画面を呼び出す技術のこと。端末側にデータが残らない。



Ⅱ 課題と対策

《成果》

- ・ 職員自宅からインターネットVPNを使用して、バックアップセンターへの接続が成功した。
- ・ 指紋認証、固定パスワード及びワンタイムパスワード、仮想デスクトップ等のセキュリティー対策の技術を用い、問題なく業務を遂行した。

《課題》

- ・ 財務会計システムに電子決裁機能を追加し、電子決裁システム等との連携を図ること
- ・ 災害時に機能するよう、定期的な訓練を実施すること

【第1回実証実験の設定条件】

- ・ 県庁の財務会計システムサーバ及び県庁LANが使用不能
- ・ 審査担当者と確認担当者が出勤不能

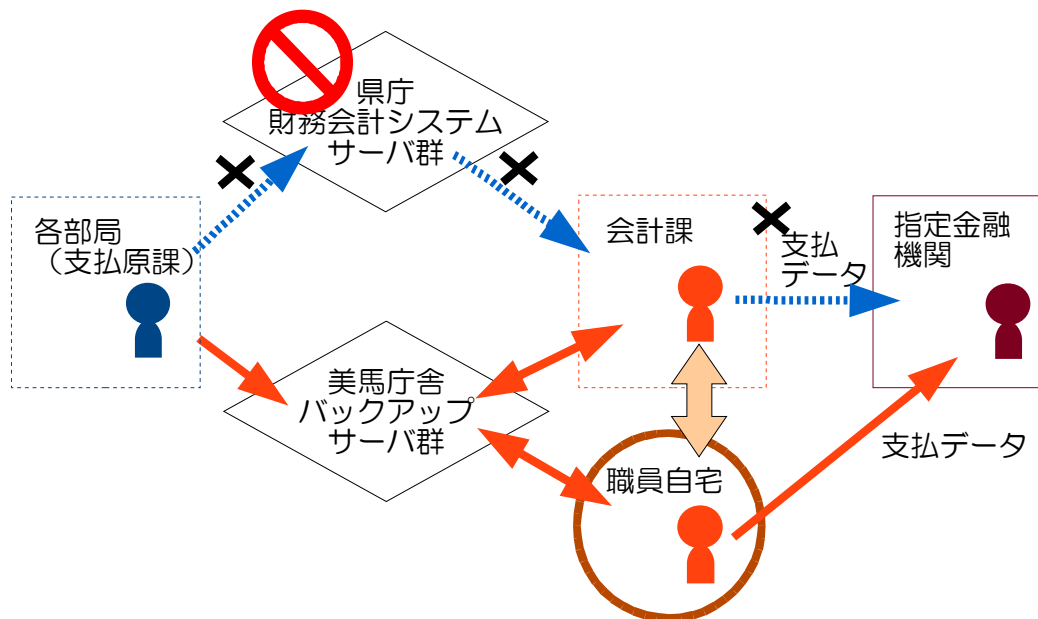


図6 災害時テレワーク実証実験のイメージ

2 出納局会計課と指定金融機関及び指定代理金融機関の連携

財務会計システムで処理された各債権者への支払内容は、「支払データ」として指定金融機関及び指定代理金融機関に送信される。

支払データは、事務集中センターへ送られる電子データと、県庁支店に送られる支払依頼書兼データ送付書（紙）に分かれ、指定金融機関及び指定代理金融機関で双方を照合した上で支払が行われる。

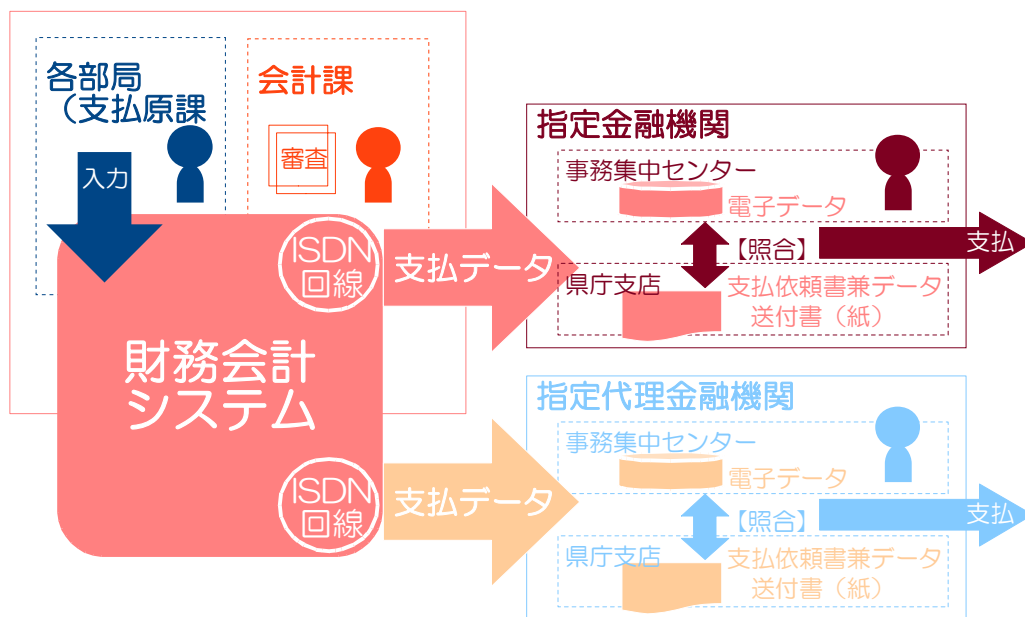


図7 県と銀行の連携

(1) データの受け渡し

○通信手段の確保

金融機関へのデータ送信は、通常時はISDN回線^(※12)を使用している。

非常時には、バックアップセンターや仮設の災害対策本部等から送信することも考えられるため、より汎用性を増すために通常の電話回線（アナログ回線）でも接続できるように県、金融機関双方に設定を行うこととする。この場合、通信速度はISDN回線の1/2程度の速度となるが、危機時の使用量であれば充分と考えられる。

(※12) 「ISDN回線」
電話やFAX、データ通信を統合して扱うデジタル通信網のこと。



○支払データ等のチェック方法

通常は伝送^(※13)する支払データと「支払依頼書兼データ送付書」(紙)との二重チェックを実施している。

非常時には、紙は県庁支店以外の代替支店への持込でチェック可能とする。

また、県と事務集中センター間が通信途絶の場合は、データを直接事務集中センターに持ち込むこととし、この場合は、予め本店等での持込者の確認とセンターへの連絡、本人証明が必要となる。

○インターネットバンキング

ISDNや通常の電話回線が使用できない場合でもインターネット接続が可能な場合があるため、支払データの伝送にインターネットバンキングを用いることも検討することとし、テスト環境の整備を行い、伝送試験を実施する。

(2) 指定金融機関及び指定代理金融機関の支払機能確保

○システムの災害対応力の強化

指定金融機関、指定代理金融機関ともにシステムは県外複数箇所でバックアップされており、通信回線も複数化されているが、システムの災害対応力の一層の強化に努めることとする。

○手書き対応

手書き対応処理のマニュアル化、周知、訓練を実施する。

○支払機能の情報共有

大災害が発生した場合、指定金融機関及び指定代理金融機関並びに出納局会計課は、各店舗並びに県の各出納機関の稼働状況を確認し、速やかに情報共有できる体制を整える。

(※13) 「伝送」
情報やデータを一方の装置から他の装置へ移動させるために、別の形式に変えて伝えること。
ここでは、県の支払データを銀行へ送ることをいう。

(3) 共同訓練

○定期的訓練

- ・ 県と支店等との間で手書き書類による支払訓練を実施する。
- ・ 訓練等に必要な協議を定期的実施する。

○バックアップセンターの実証実験に伴う訓練

- ・ 美馬庁舎から一般電話回線を使用して、事務集中センターに支払データを送信する訓練を実施する。
- ・ データ送信テストに合わせて、代替支店に「支払依頼書兼データ送付書」を伝達する訓練を実施する。
- ・ 事務集中センターへのデータ直接持込訓練を実施する。
- ・ インターネット接続環境から支払データ送信テストを実施する。

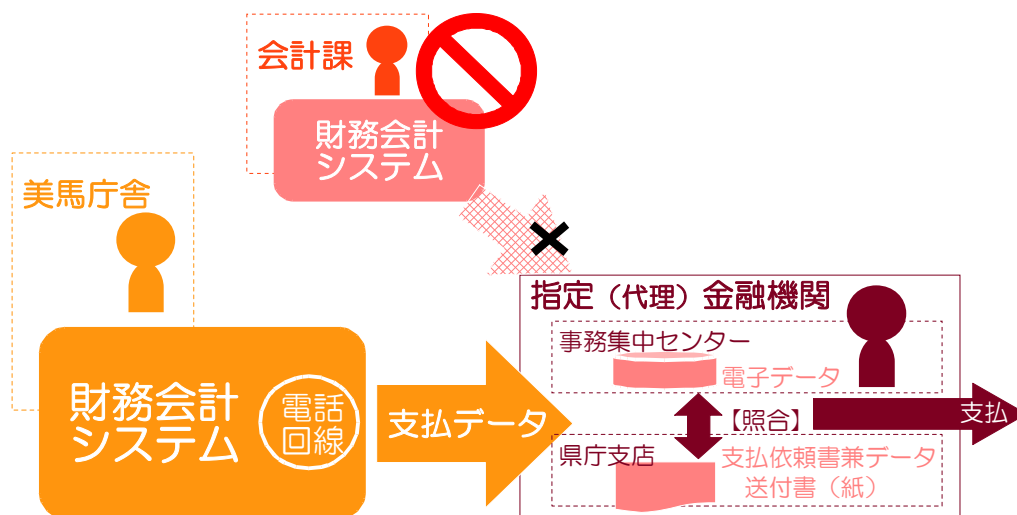


図8 送信テストのイメージ

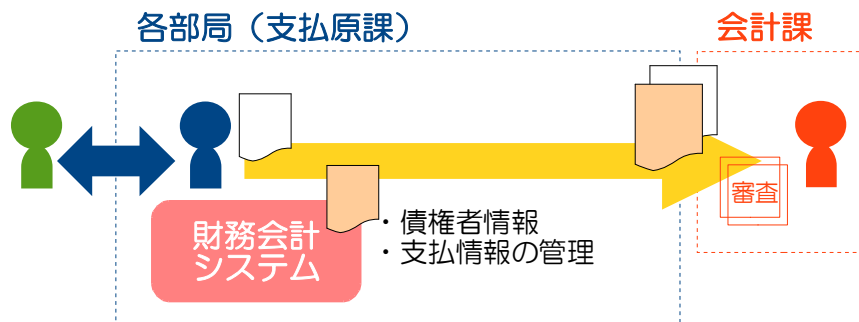
3 各部局（支払原課）におけるバックアップデータの保全

県から支払を行う際には、支払原課において支払データ（支払書類等）を作成し、財務会計システムへの入力を行っているため、支払原課のデータの保全も必要である。

このため、支払原課における支払データの作成・保全の状況を網羅的に把握するために実施した全庁的な調査の結果によると、全体の7割が財務会計システムのみでデータの作成・保存をしており、3割が個別システムやアクセス等を使用した簡易なシート等を利用している。（調査結果の詳細は参考資料として掲載）



○財務会計システムのみ利用（全体の7割）



○個別システム等を利用（全体の3割）

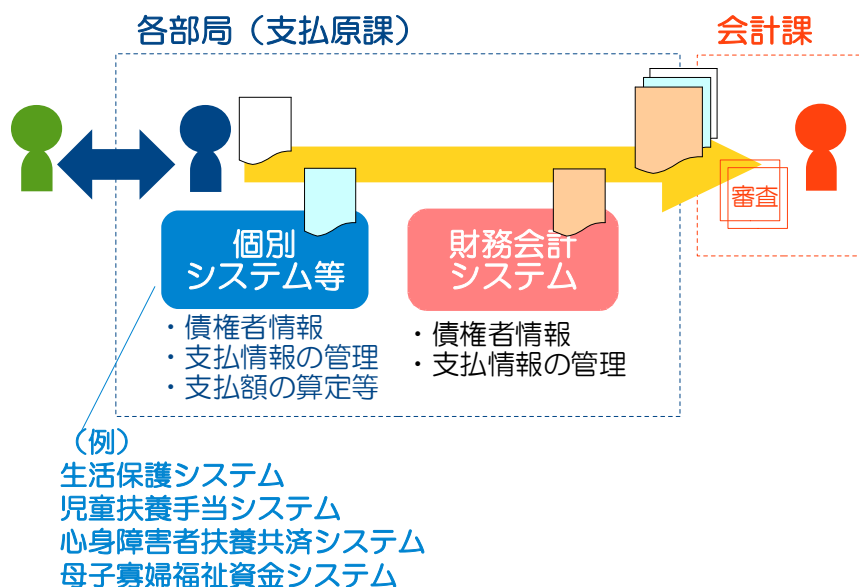


図9 支払のイメージ

個別システムの主要なものについては、日次バックアップとシステム復旧体制を持つため、被災等によって最新データを逸失した場合でも、再入力によって全てのデータを保全することが可能となっている。

一方、一部にはデータ保全対策が十分にできていないシステム等もあることから、今後、支払原課と協議・調整を行い、財務会計システム内へのデータ保存や入力データ消失分の再入力を迅速に行える仕組み等により、システムやデータを保全する体制整備や一層の強化を図っていく。

4 県庁本庁舎内代替ワークスペースの確保

(1) 出納局会計課及び南部総合県民局出納室

出納局会計課の執務室は県庁本庁舎1階にあるため、浸水等により業務継続が困難な場合には、県庁本庁舎10階の出納局会計課公共入札室及び工事検査課に機能を一部移転し、業務継続を図ることとし、必要なスペースの確保や資機材の事前設置を行う。

また、南部総合県民局出納室が機能しない場合には、その機能の一部を会計課と同じスペースを利用して代替する。

(2) 指定金融機関及び指定代理金融機関

両行県庁支店は、それぞれ徳島県の指定金融機関及び指定代理金融機関としての業務を行っている。

いずれも県庁本庁舎1階にあるため、浸水等により業務継続が難しい場合を想定し、それぞれの本店や他支店において当該業務の継続が可能となるよう対応が必要になる。

このため、あらかじめ県庁支店での機能を移転する店舗を想定し、準備や訓練を実施する。

5 公金供給に係る要員の確保

(1) 出納局会計課及び各出納室

県東部及び南部は、人的被害に加え、交通網の被害によって多数の職員が出勤不能になると想定されるため、公金供給に関する審査、決裁、支払等に必要な最低限の要員の確保策を講じておく必要がある。

○出勤要員

- ・大災害発生時に公金供給事務に携わる現担当職員が不足することに備え、会計課の他の担当職員が替わって業務を行えるよう、「会計事務のチェックポイント」等、事務処理マニュアルの整備を図る。
- ・出納局会計課が「すだちくんメール」等の情報をもとに、吉野川庁舎出納室、南部及び西部総合県民局出納室の間の調整をし、出納職員の相互派遣が行えるよう連絡体制を整えることとする。



○テレワーク要員

他庁舎または職員の自宅からテレワークによる事務処理ができるよう、マニュアル整備，研修，実地訓練などを行い，常に複数名のテレワーク可能職員を育成することとする。

(2) 支払原課

支払業務のマニュアル化を図り，支払データの作成が滞ることなく実施できるよう支払原課と会計課で連携を図っていくこととする。

(3) 指定金融機関及び指定代理金融機関

出勤困難者があった場合でも，公金支払の担当職員に代わって事務が出来る体制が整っており，今後ともこの体制を維持・強化していく。

6 緊急措置手順の整備，マニュアル化

このアクションプランでは，主として大規模災害時において財務会計システム及び金融機関の支払機能を保つための対策を検討，策定するが，財務会計システムが使用不可能となった場合には，「手書き処理」，「手払い」，「災害時テレワーク」等の緊急対応が必要となることも想定される。

このため，平常時に使用しているシステム等が使用できない期間が相当程度長期化することを想定して，次のマニュアルを作成することとし，別冊資料（マニュアル集）として整備する。

また，マニュアルを災害時に機能させるために，平常時における確認と訓練，特に，「初動対応」に重点を置き，「アクションカード^(※14)」を取り入れるなどを通して，随時改善を加えていくこととする。

(※14) 「アクションカード」
緊急時に集合した要員に配布されるカードのことで，行動の指標が記載されているもの。個々の役割に対する具体的な指示が書き込まれており，そのカードを読めば，その役割の行動と責任範囲が把握できる。

○緊急時支払処理マニュアル

緊急的に手書き処理による支払を行うことを前提として、支払対象を救援対策に要する経費又は県民の生活に重大な影響を及ぼす経費を優先して、支払内容や手書き用紙による処理手順を整備する。

支払を優先する公金は次のとおりとする。

- ・ 物資及びその運搬等救援対策に必要な資金
- ・ 扶助費等生活に重大な影響を及ぼす資金
- ・ 企業の経営や活動に重大な影響を及ぼす資金

○緊急時給与支払マニュアル

給与の支払に必要な給与システムが不稼働となった場合や、払い込むべき口座へ振込不能となった場合等に法令との整合性をとりつつ緊急的な措置が出来るよう、関連部局と調整しながら手順を整備する。

○災害時テレワーク運用手順マニュアル

セキュリティ対策、財務会計システムへの接続方法等の手順について、整備を行う。

○緊急時公共入札処理マニュアル

入札手続きの開始後に大災害が発生して入札手続きを継続できない場合の中止手順や、復旧工事に伴う緊急的な業者選定の手順等を整備する。

○緊急時工事検査マニュアル

検査対象物が被災した場合や必要書類が滅失した場合などにおける検査の手法を整備するとともに、ICTを活用した検査の機動力向上に向けた検討を行う。



結び

平成23年3月11日、多くの尊い生命と財産を奪った東日本大震災に関しては、津波とその被害の規模において「想定外」という言葉が使われ、想定自体の甘さと、想定に囚われ過ぎた対策が反省点として指摘されました。

私たちは東日本大震災の教訓を無にしないためにも、科学的根拠に基づき想定を踏まえながらも、さらに想定を超える災害に対する備えについても、最大限の努力をしなければなりません。

近い将来必ず起こるとされる南海トラフの巨大地震とそれに伴う大津波による被害想定では、本県は県庁本庁舎並びに指定金融機関及び指定代理金融機関の本店が浸水域に位置するという、全国でも極めて特異な問題を抱えています。

出納局と指定金融機関及び指定代理金融機関は、人の体で言えば全身に血液を送り出す機能である「公金供給」という重要な役割を担っています。

大災害に見舞われても、県内の企業や個人、自治体へ県の公金を供給し、県民の生活や経済を支える機能を保持するために、現時点の被害想定はもちろん、想定を超える事象への対応も検討し、できることから実施していく必要があります。

この度、「大規模災害時公金安定供給検討委員会」の委員、幹事の積極的な取り組みにより、この「アクションプラン」を取り纏めることが出来ました。

今後、このプランを実行していくなかで、より実践的で、かつ「想定外」にも対応できるものを目指して進化させて行かなければならないと考えています。



参考資料（１）

大規模災害時公金安定供給検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 南海トラフの巨大地震に備え、大規模な被害が発生した場合においても、円滑な出納業務を遂行するために「大規模災害時公金安定供給アクションプラン」の策定について検討する大規模災害時公金安定供給検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- （１）大規模災害時における公金安定供給のために必要な事項についての検討
- （２）その他アクションプラン策定に必要な事項

（委員）

第3条 検討委員会は、委員6名以内で構成する。

- 2 委員は、アクションプラン策定に必要な、危機管理、情報、通信、金融などについて優れた識見を有する別表1の者とする。
- 3 委員は、検討委員会の所掌事務が終了したときは、任務を解かれるものとする。

（検討委員会）

第4条 検討委員会に座長を置く。

- 2 座長は、検討委員会で互選によって定める。
- 3 座長は、検討委員会を総括し、検討委員会を代表する。

（会議の開催）

第5条 検討委員会は、座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（会議の公開等）

第6条 検討委員会は、原則公開とする。

- 2 公開することにより、公正・円滑な議事運営に著しい支障が生ずるなどの恐れがある場合については、当検討委員会の決定において非公開とすることができる。

（幹事会）

第7条 検討委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表2の者とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて開催するものとする。

（秘密の保持）

第8条 当検討委員会の決定において非公開とされた事項については、何人も会議の内容を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第9条 検討委員会の事務局は、徳島県出納局会計課に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が検討委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

参考資料（2）

検討経過

1 大規模災害時公金安定供給検討委員会の構成

①委員 6名

- | | | | |
|----|----|--------------------------|------|
| 中野 | 晋 | （徳島大学大学院 教授） | 〈座長〉 |
| 長岡 | 奨 | （阿波銀行 常務取締役） | |
| 岡崎 | 悦夫 | （徳島銀行 取締役常務執行役員） | |
| 西浦 | 正幸 | （株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国 取締役） | |
| 丸山 | 力 | （徳島県 最高情報統括監） | |
| 床桜 | 英二 | （徳島県 会計管理者） | |

②幹事 7名

- | | | | |
|----|----|-----------------------------|--|
| 湯浅 | 恭史 | （徳島大学 助教） | |
| 島田 | 亨 | （阿波銀行 総合企画部 経営役） | |
| 小川 | 元宏 | （トモニシステムサービス株式会社 徳島支社課長） | |
| 阿部 | 光博 | （株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国 徳島営業所長） | |
| 松本 | 和也 | （徳島県 経営戦略部 管財課長） | |
| 遠藤 | 佳孝 | （徳島県 経営戦略部 情報システム課長） | |
| 柴折 | 史昭 | （徳島県 出納局 副局長） | |

2 委員会開催等

第1回検討委員会

- （1）開催日 平成25年6月10日（月）
- （2）検討内容
 - 1 座長の互選について
 - 2 大規模災害時における公金安定供給アクションプランの策定について
 - 3 意見交換

第2回検討委員会

- （1）開催日 平成25年8月19日（月）
- （2）検討内容
 - 1 大規模災害時における公金安定供給アクションプランの素案について
 - 2 実証実験の実施計画について
 - 3 意見交換

第3回検討委員会

- （1）開催日 平成25年11月11日（月）
- （2）検討内容
 - 1 大規模災害時における公金安定供給アクションプランの策定について
 - 2 実証実験の経過報告について
 - 3 意見交換

参考資料（3）

財務会計システム以外の支払データに関する調査報告書

1. 目的

県からの支払を確保するためには、財務会計システムへの入力前の支払データも保全する必要がある。

県庁全体の支払に関わる各システムを網羅的に把握すること、また、救済策が必要となる支払データの抽出を行うことを目的とし、今回の調査を実施した。

2. 対象者及び実施期間

対象者：財務会計システムの「歳出メニュー」を使用している方
実施期間：平成25年9月24日から10月4日まで

3. 調査項目

- ①支払業務（節別）
- ②年間の支払件数
- ③年間の支払金額
- ④支払業務を行う際に、個別システム等を利用しているかの確認
- ⑤支払管理
- ⑥債権者管理
- ⑦支払情報の保存先
- ⑧支払情報のバックアップ
- ⑨支払業務に必要な不可欠なデータ保全の有無

4. 回答数（部局別）

回答数は325となり、日次の使用ユーザー数が400前後であることから、使用者の8割方の回答を得られた。

部局	回答数	部局	回答数
危機管理部	5	監察局	0
政策創造部	7	出納局	3
経営戦略部	23	南部総合県民局	21
県民環境部	8	西部総合県民局	25
保健福祉部	28	諸局	7
商工労働部	11	教育委員会	15
農林水産部	44	教育委員会（学校）	81
県土整備部	22	公安委員会	25
		合計	325

5. 結果

【問-4】

支払業務を行う際に、財務会計システム以外の個別システム等を利用しているか。(複数回答可)

※個別システム

- ①工事基礎情報管理システム
- ②生活保護システム
- ③児童扶養手当システム
- ④心身障害者扶養共済システム
- ⑤母子寡婦福祉資金システム
- ⑥奨学金システム
- ⑦物品管理システム

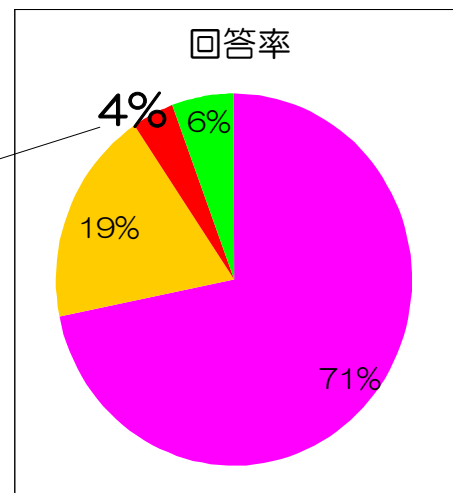
(電子決裁, 番号簿, 文書管理システムは除く)

【回答数】 【回答項目】

- 240 ■ 利用していない
- 63 ■ 利用している(設問中①～⑦うちのシステムを利用)
- 13 ■ 利用している(設問中①～⑦以外)のシステムを利用)
- 19 ■ アクセスやエクセル等で作成した簡易なシートを利用している

「利用している(設問中①～⑦以外)のシステムを利用)」
→ 《聞き取り調査》

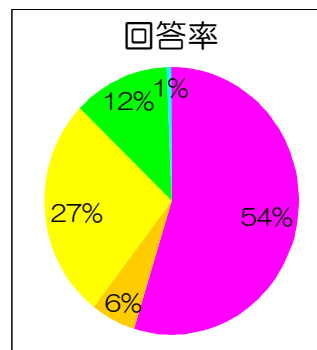
- ・給与システム
- ・総務事務システム
- ・臨時非常勤システム
- ・恩給システム
- ・退職手当支給業務システム
- ・援護システム
- ・県税トータルシステム
- ・利子還付調整システム
- ・道府県民税交付金算定システム
- ・検査管理システム
- ・スクールプロ



→ すべて支払額の算定のために用いられているシステム

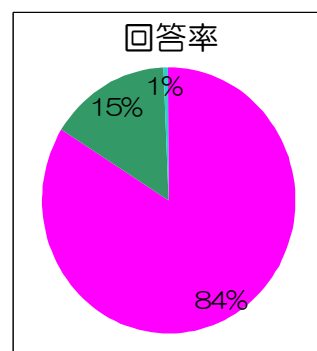
【問-5】
 支払の管理は何で行っているか。(複数回答可)

- 【回答数】 【回答項目】
- 273 ■ 財務会計システム
 - 28 ■ 個別システム
 - 135 ■ アクセスやエクセル等で作成した簡易なシート
 - 61 ■ 台帳等の紙ベース
 - 3 ■ その他



複数回答可としているため、下記に財務会計システムを「利用している」か「利用していない」かで抽出

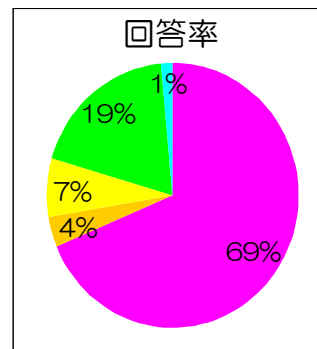
- 【回答数】
- 273 ■ 財務会計システム
 - 28 ■ 財務会計システムを利用していない
 - 2 ■ 空白



→ 財務会計システムを保全することで、
 支払データの8割が保全できる。

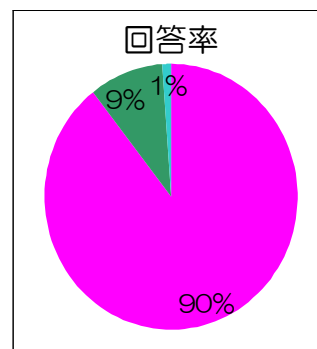
【問-6】
 債権者管理は何で行っているか。(複数回答可)

- 【回答数】 【回答項目】
- 291 ■ 財務会計システム
 - 15 ■ 個別システム
 - 31 ■ アクセスやエクセル等で作成した簡易なシート
 - 81 ■ 台帳等の紙ベース
 - 6 ■ その他



複数回答可としているため、下記に財務会計システムを「利用している」か「利用していない」かで抽出

- 【回答数】
- 291 ■ 財務会計システム
 - 30 ■ 財務会計システムを利用していない
 - 4 ■ 空白



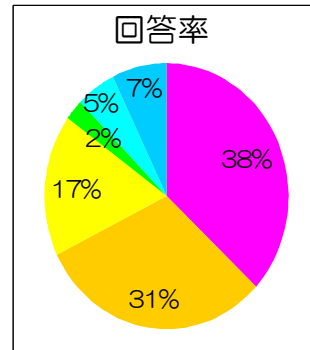
→ 財務会計システムを保全することで、
 債権者情報の9割が保全できる。

【問-7】

財務会計システムに入力する際の、その元となる支払情報の保存先はどこか。(複数回答可)

【回答数】 【回答項目】

- 137 ■ 特に保存していない
- 115 ■ 担当者のパソコン内
- 64 ■ 共有フォルダ (ファイルサーバー等)
- 9 ■ 外付けハードディスク等の外部記録媒体
- 20 ■ 個別システム内
- 27 ■ その他

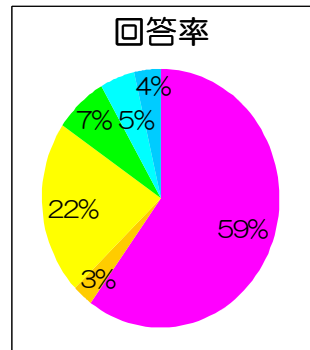


【問-8】

【問-7】のバックアップはどのように行っているか。(複数回答可)

【回答数】 【回答項目】

- 196 ■ 特にバックアップしていない
- 9 ■ 担当複数人のパソコン内
- 71 ■ 共有フォルダ (ファイルサーバー等)
- 24 ■ 外付けハードディスク等の外部記録媒体
- 15 ■ 個別システム内
- 12 ■ その他

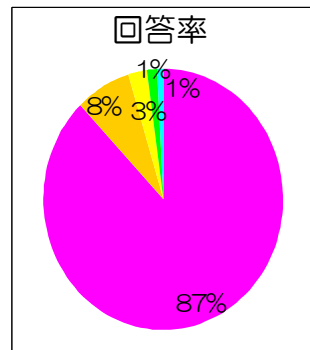


【問-9】

支払業務において、必要不可欠ではあるが、バックアップ等のデータ保全が出来ていないデータを持っているか。また、その容量はどれほどか。

【回答数】 【回答項目】

- 281 ■ 持っていない
- 24 ■ 持っている (50MB未満)
- 8 ■ 持っている (50MB以上 500MB未満)
- 4 ■ 持っている (500MB以上 1GB未満)
- 3 ■ 持っている (1GB以上)



【問-9】「持っている」

かつ【問-7】「担当者のパソコン内」

かつ【問-8】「特にバックアップしていない」

→ 16

→ 支払に必要不可欠なデータを持っているが、保全が出来ていないため、救済策が必要と考える。

6. 成果と考察

- ・ 支払に関わる各システムを網羅的に把握
→ 個別システム等の利用者は、全体の3割にのぼることがわかった。
- ・ 救済策が必要となる支払データの抽出
→ 支払に必要不可欠なデータにもかかわらず、データ保全ができていないと判断できる回答が、全体の5%ほどにのぼることがわかった。

今後、今回の調査を元に、聞き取り調査等を実施し、財務会計システムで保全すべきデータか、各支払原課で保全すべきデータかを明確にし、公金の安定供給に繋げていくこととする。



大規模災害時公金安定供給アクションプラン

徳島県出納局

平成 25 年 11 月

kaikeika@pref.tokushima.lg.jp